

公 告 第 39 号

令和7年10月14日

トーテックグループ健康保険組合

理 事 長 水 野 克 己



令和7年9月30日現在の平均標準報酬月額について

令和7年9月30日現在の当組合の平均標準報酬月額を算定したので公告いたします。

記

平均標準報酬月額	336,697 円
標準報酬月額	340,000 円

平均標準報酬月額とは、当組合の被保険者の標準報酬月額平均です。

この額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの任意継続被保険者の標準報酬を決定する算定基礎となります。(健康保険法第47条)

以上